

2018 年 10 月 1 日  
日 本 銀 行  
金 融 市 場 局

指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める  
信託の受託者による受託業務の一部の事務委託について

日本銀行は、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」（2013 年 4 月 4 日政策委員会決定）に基づく信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社が、本日より、受託業務の一部を再信託以外の方法により三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に委託（事務委託）することを認めましたので、お知らせします。

以 上

<本件に関する照会先>

日本銀行金融市場局

市場調節課オペレーション企画グループ

03-3277-1272